



卒業認定

卒業に必要な教育課程及び単位数・授業時数は次のとおりとする。

(1) 美容専門課程 美容総合科 ヘアスタイリストコース

授業科目		必修 の別	単位数 (以上)	1年次		2年次		備 考
				年間授業 時間数 (以上)	週授業 時間数	年間授業 時間数 (以上)	週授業 時間数	
(必修課目)			(1, 410)					この教育課程 及び授業時 間数は、 美容師施設 指定規則第4 条の規定によ る。
関 係 法 規 ・ 制 度		必	1			30	1	
衛 生 管 理		〃	3	60	2	30	1	
保 健		〃	3	60	2	30	1	
香 粧 品 化 学		〃	2	30	1	30	1	
文 化 論		〃	2	30	1	30	1	
美 容 技 術 理 論		〃	5	80	2	70	2	
運 営 管 理		〃	1			30	1	
美 容 実 習		〃	30	600	15	300	8	
(選択課目)			(600)					
一般教養課目	外 国 語	必	2	30	1	30	1	
	芸 術	〃	1	30	1			
	日 本 文 化	〃	1	30	1			
専門教育課目	エステティック技 術	〃	2			60	2	
	ビジネスマナー	〃	2			60	2	
	ヘアデザイン	〃	2	30	1	30	1	
	美容総合技術	〃	10			300	10	
合 計				980	27	1,030	32	
1単位時間				50分		50分		

上記を標準とし、授業時間数の計画を作成する。授業科目の授業時数を単位数に換算する場合は、講義、実習及び実技において、30時間をもって1単位とする。

(2) 美容専門課程 美容総合科 トータルビューティークース

授業科目		必修 の別	単位数 (以上)	1年次		2年次		備 考
				年間授業 時間数 (以上)	週授業 時間数	年間授業 時間数 (以上)	週授業 時間数	
(必修科目)			(1, 410)					この教育課程 及び授業時 間数は、 美容師施設 指定規則第4 条の規定によ る。
関 係 法 規 ・ 制 度		必	1			30	1	
衛 生 管 理		〃	3	60	2	30	1	
保 健		〃	3	60	2	30	2	
香 粧 品 化 学		〃	2	30	1	30	1	
文 化 論		〃	2	30	1	30	1	
美 容 技 術 理 論		〃	5	80	2	70	2	
運 営 管 理		〃	1			30	1	
美 容 実 習		〃	30	600	15	300	8	
(選択科目)			(600)					
一 般 教 養 課 目	まつ毛エクステ	必	2	30	1	30	1	
	芸 術	〃	1	30	1			
	日 本 文 化	〃	1	30	1			
専 門 教 育 課 目	エステティック技術	〃	2			60	2	
	ビジネスマナー	〃	2			60	2	
	色 彩	〃	2	30	1	30	1	
	美容総合技術	〃	10			300	10	
合 計				980	27	1,030	33	
1単位時間				50分		50分		

上記を標準とし、授業時間数の計画を作成する。授業科目の授業時数を単位数に換算する場合は、講義、実習及び実技において、30時間をもって1単位とする。

(3) 美容専門課程 美容総合科 ヘアメイクコース

授業科目		必修 の別	単位数 (以上)	1年次		2年次		備 考
				年間授業 時間数 (以上)	週授業 時間数	年間授業 時間数 (以上)	週授業 時間数	
(必修科目)			(1, 410)					この教育課程 及び授業時 間数は、 美容師施設 指定規則第4 条の規定によ る。
関係法規・制度		必	1			30	1	
衛 生 管 理		〃	3	60	2	30	1	
保 健		〃	3	60	2	30	2	
香 粧 品 化 学		〃	2	30	1	30	1	
文 化 論		〃	2	30	1	30	1	
美 容 技 術 理 論		〃	5	80	2	70	2	
運 営 管 理		〃	1			30	1	
美 容 実 習		〃	30	600	15	300	8	
(選択科目)			(600)					
一般教養科目	カ メ ラ ワ ー ク	必	2	30	1	30	1	
	芸 術	〃	1	30	1			
	日 本 文 化	〃	1	30	1			
専門教育科目	エステティック技術	〃	2			60	2	
	ビジネスマナー	〃	2			60	2	
	メイクアップ	〃	2	30	1	30	1	
	美容総合技術	〃	10			300	10	
合 計				980	27	1,030	33	
1単位時間				50分		50分		

上記を標準とし、授業時間数の計画を作成する。授業科目の授業時数を単位数に換算する場合は、講義、実習及び実技において、30時間をもって1単位とする。